

政府備蓄米の無償交付等のお知らせ

農林水産省では、児童・生徒などに「米の備蓄制度」、「ごはん食の重要性」を理解していただくために、学校給食などに使用する米の一部に対し政府備蓄米を無償または有償で交付しています。（米粉パン等用も含まれます。）

米の交付を受けるための条件などをお知らせしますので、積極にご活用下さい。

1 対象

- (1) 学校給食用等：小・中学校給食（中等教育学校の前期課程を含む）、夜間高等学校給食、特別支援学校（幼稚部～高等部）給食、幼稚園及び保育所等における給食
- (2) 学習教材用：学校（（1）の学校等をいう。以下同じ。）の学習活動の中での調理実習など。
- (3) 試食会用：学校での幼児・児童・生徒、保護者、教職員、栄養士、給食調理員などの方を対象とする試食会。

2 要件

- (1) 児童・生徒、保護者などの方に米の備蓄制度などへの理解促進を図るための具体的な手法と、その中の米（米粉パン等用も含まれます。）の使用計画を事前に提出していただきます。
- (2) 学校給食用等で使用の場合は、当年度の米飯給食実施回数が前年度より増加していることが要件です。
- (3) 学習教材用、試食会用で使用の場合は、過去に学習用教材や試食会用として無償交付を受けていないことが条件です。
- (4) 使用に当たっては、事前と事後に教育委員会などの確認書の提出が必要になります。
- (5) 交付米穀は、農政局等が指定する倉庫等で玄米で引渡しいたします。

3 交付数量

- (1) 当年度米飯学校給食実施回数の前年度比増加分の全量以下（ただし、過去に無償交付を受けている場合は、その数量と前年度数量の多い方を当年度と比較する）。
- (2) 交付する政府備蓄米は、直近年産米（新米）。

4 米粉パン用有償交付（米粉パン等用無償交付の翌年度）の要件

- (1) 学校給食用の米粉パン等用として使用すること。
- (2) 交付年度の前年度に、1の無償交付を受けた政府備蓄米で米粉パン等を学校給食等用として使用した実績があること。
- (3) 数量は、前年度に(2)で使用した実績の全量以下とする。

5 申請先

農政局、農政事務所などへの交付の申請等は、各都道府県、各都道府県学校給食会、市町村、国立大学法人、学校法人等を通じて行います。